

岡山大学関連病院長会会則

(名 称)

第1条 本会は、岡山大学関連病院長会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、鶴翔会会則第2条の主旨に沿い、大学及びその関連病院の発展に寄与することを目的として次の事業を行う。

- 一 大学及び関連病院相互の情報の交換を行う。
- 二 会員相互の親睦を深める。
- 三 岡山大学と関連病院との人事交流を円滑に行う。

(会 員)

第3条 本会は、次の会員で組織する。

- 一 鶴翔会会員で、本会の主旨に賛同する病床数50以上の病院長
- 二 本会の主旨に賛同し、鶴翔会会員が勤務する病床数50以上の病院長
- 三 大学院医歯薬学総合研究科及び大学病院の医系専任教授
- 四 その他、本会役員会において推薦された者

(役 員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|------|-----|------------------------|
| 会 長 | 1名 | 会務を総理し、本会を代表する。 |
| 副会長 | 2名 | 会長を補佐し、会長不在の場合はこれに代わる。 |
| 常務理事 | 若干名 | 会長を補佐し、会務を処理する。 |
| 理 事 | 若干名 | 会長を補佐し、会務を処理する。 |
| 監 事 | 2名 | 会務を監査する。 |

(役員の選出及び任期)

第5条 会長は、大学病院長をもってあてる。

- 2 副会長は、大学の研究科長、医学部長、医学科長、副病院長のうちから1名、関連病院長のうちから1名をあて、役員会において互選するものとする。
- 3 常務理事は、理事の中から会長が選任する。
- 4 理事は、会員の中から会長が委嘱する。
- 5 監事は、会員の中から会長が委嘱する。
- 6 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(会 議)

第6条 本会は、年1回の定例総会を開くものとする。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集するものとする。

(部 会)

第7条 必要に応じて部会をもうけることができる。

(会 計)

第8条 本会の会計は、会費及びその他の収入をもってこれにあて、年1回役員会及び定例総会において会計報告を行う。

2 会費は、年額25,000円とする。ただし、第3条第1項第3号会員からは徴収しない。

3 会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、鶴翔会に置く。

2 本会の事務は、鶴翔会職員に委嘱する。

(会則の改正)

第10条 会則の改正は、役員会の議を経て、総会で決定する。

附 則

この会則は、平成22年6月5日から施行し、平成22年4月1日から適用する。